

後期高齢者医療だより

75歳以上の高齢者の皆さんなどを対象とする医療制度

新しい被保険者証を送ります

今年23日以降に、新しい被保険者証(橙色)を送付します。8月1日から使用してください。

※有効期限が過ぎた水色の被保険者証は、各自で廃棄するか、保険医療課へ返却してください。

手続きが必要です

限度額適用・標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯の人が入院する場合、減額認定証を医療機関へ提示すると、食費や居住費、医療費の自己負担額が、表1のとおり減額されます。
対象 市民税非課税世帯の人
手続きの方法 保険証と印鑑を持参し、保険医療課(市役所本庁1階)または各支所の地域振興課へ

※手続きをした月の初日から適用となります。

※今までに手続きをしたことのある人は必要ありません。(新しい減額認定証は、保険証に同封します)

表1 入院する場合の自己負担限度額と必要となる食費や居住費

区分	自己負担限度額(1か月)	食費(1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯	現役並み所得者	80,100円+1% (4回目以降44,400円)	260円	460円
	一般	44,400円		
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	210円 (長期入院該当160円)	210円
	区分Ⅰ	15,000円	100円	130円 (老齢福祉年金受給者100円)

※区分Ⅱは、同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の場合。

※区分Ⅰは、同一世帯の世帯員全員が市民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費と控除(年金所得の場合は80万円)を差し引いたとき0円となる場合。

※長期入院該当は、区分Ⅱの認定後、12か月以内に90日を超える入院となった場合で、90日を超えた時点で改めて手続きが必要となります。

保険料率が上がります

平成22年度の保険料は…

均等割額
41,791円
+
所得割額
所得割率 7.53%
||
年間保険料
限度額50万円

保険料の軽減制度
均等割額の軽減

表2に該当する場合は、保険料を軽減して計算しています。

表2 均等割額の軽減区分

世帯内の被保険者と世帯主の所得(平成21年中)の合計額		軽減後の均等割額(年額)
①	33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合 9割軽減 4,179円
		上記以外の場合 8.5割軽減 6,268円
②	33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く)以下の場合	5割軽減 20,895円
③	33万円+35万円×被保険者数 以下の場合	2割軽減 33,432円

所得割額の軽減

※総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた金額が、58万円以下の人は所得割額を5割軽減しています。

※所得などの申告がない場合は軽減されません。
※このほかにも軽減の制度があります。詳しくは市民税課へ問い合わせてください。

今月中旬に納付書を送ります

今月中旬に保険料額決定通知書(納付書)を送付します。
納付は、原則年金からの天引きとなりますが、条件が整わず天引きできない場合は、納付書か口座振替による支払いになります。
年金からの天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は、税制収納課へ相談してください。

問い合わせ先 保険医療課

(☎0848) 6056、
市民税課(☎0848) 6031、
税制収納課(☎0848) 6034

